

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和5年3月9日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時45分

出席者	委員	委員長	坂 東 一 敏		
		市 村 隆	小 平 啓 佑	古 沢 ちい子	
		大 谷 好 一	針 谷 正 夫	大阿久 岩 人	
	議 長	中 島 克 訓			
	傍 聴 者	川 田 俊 介	小太刀 孝 之	雨 宮 茂 樹	
		森 戸 雅 孝	浅 野 貴 之	大 浦 兼 政	
		針 谷 育 造	内 海 まさかず	小久保 かおる	
		青 木 一 男	松 本 喜 一	梅 澤 米 満	
		広 瀬 義 明	氏 家 晃	福 富 善 明	
		福 田 裕 司	白 石 幹 男	関 口 孫一郎	

---

事務局職員	事務局長	白 井 一 之	議事課長	森 下 義 浩
	副 主 幹	岩 崎 和 隆	主 事	斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	宇 梶	貴 丈
都 市 建 設 部 技 監	深 津	悟
上 下 水 道 局 長	小 野 寺	正 明
道 路 河 川 整 備 課 長	増 山	輝 之
道 路 河 川 整 備 課 長 治 水 対 策 室 長	後 藤	春 美
道 路 河 川 維 持 課 長	瀬 下	敏 行
都 市 計 画 課 長	田 村	浩 一
市 街 地 整 備 課 長	大 塚	和 美
公 園 緑 地 課 長	芳 野	英 明
建 築 住 宅 課 長	稲 田	菊 二
建 築 指 導 課 長	大 橋	涉
上 下 水 道 総 務 課 長	中 山	幸 夫
水 道 建 設 課 長	牧 野	久 雄
下 水 道 建 設 課 長	大 森	克 美

令和5年第1回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和5年3月9日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第33号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第34号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第35号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第41号 市道路線の認定について
- 日程第 5 議案第42号 市道路線の廃止について
- 日程第 6 議案第43号 市道路線の変更について
- 日程第 7 議案第11号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）（所管関係部分）
- 日程第 8 議案第17号 令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第18号 令和4年度栃木市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第19号 令和4年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（坂東一敏君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（坂東一敏君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（坂東一敏君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第33号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） 皆さん、おはようございます。

本日の建設常任委員会、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第33号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は48ページ、議案説明書は110ページでございます。

初めに、議案説明書の110ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市スポーツ施設ストック適正化計画に基づき、西方総合公園の弓道場を廃止するに当たり所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、まず栃木市公園条例の一部改正として、有料公園施設から西方総合公園の弓道場を削ることとあります。

次に、栃木市有料公園施設に関する条例の一部改正として、やはり西方総合公園の弓道場に係る規定を削ることとあります。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、112ページ、113ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、改正案であります113ページを御覧ください。栃木市公園条例の一部改正でございますが、有料公園施設を定めている別表1の西方総合公園の欄から「弓道場」を削除しております。

次に、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正でございますが、有料公園施設の利用日及び利用時間を定めている別表1の西方総合公園の欄から「弓道場」を削除しております。

続きまして、114ページ、115ページをお開きください。有料公園施設の使用料を定めている別表2でございますが、改正案であります115ページを御覧ください。西方総合公園の欄から「弓道場」を削除しております。

次に、備考について定めたものでありますが、改正案であります115ページを御覧ください。まず、備考は入場料を徴収して利用する場合の使用料は、表に定める使用料の2倍になる旨を定めたものでありますが、「弓道場」を削除しております。

次の備考4は、弓道場の個人利用における1回の限度を2時間と定めたものでありますので、これを削除し、続く「備考5」を「備考4」に改めております。

続きまして、議案書の48ページをお開きください。こちらは、栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでございます。

続きまして、49ページをお開きください。こちらは、栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定文であります。改正内容につきましては、先ほどの議案説明書の新旧対照表の説明と同様でありますので、省略させていただきます。

最後に、51ページをお開きください。附則であります。本改正条例は、令和5年4月1日から施行するというものであります。

以上で栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 地元議員ということで、昨日も西方が廃止になった例がありまして、ストック計画の先鞭といいますか、そういうことで少し確認をしておきたいと思っております。

研究会等でストック適正化計画について、このことについてもご説明をいただきました。そして、老朽化していること、そして利用人数も非常に少ないというような説明があったと、確認を受けた覚えがありますが、確認をしたいと思っております。年数と、あとテニスコートを使っている方がどれくらいいるか、利用人数をお知らせいただければありがたいと思っております。

〔「弓道場」と呼ぶ者あり〕

○委員（針谷正夫君） 弓道場、ごめんなさい、弓道場です。失礼しました。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） 年数としましては、もうできたときからあるということで、30年ぐらいはたっていると思うのです、二、三十年は。弓道場の利用なのですけども、令和元年は73日あったんですけども、令和2年が1日、令和3年が1日、令和4年はゼロでした。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 確認ができました。ただ、西方中学校に弓道部がありまして、以前かなり鳴らした部でもありました。今そこにも学校に山がありますので、十分大丈夫だろうと思って、あるいは今の人数を聞いてみて十分に納得がいききましたので、了解をいたしました。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第33号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方は退席していただいて結構です。

執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第2、議案第34号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第34号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。議案書は52ページ、議案説明書は116ページをお開きください。

初めに、議案説明書を御覧ください。提案理由は、多機能端末機により交付することができる市税に関する証明を拡充するに当たり、並びに都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、1、市税に関する証明を多機能端末機により交付する場合の規定を改めること（別表第1関係）、2、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に係る手数料の区分を改めること（別表第2）でございます。

参照条文は省略させていただきます。

それでは、改正内容について新旧対照表により説明させていただきます。議案説明書118、119ページをお開きください。最初に、別表第1関係ですが、コンビニエンスストア等にある多機能端末機において税証明の交付は、今まで所得証明書と住民税決定証明書の2種類でありましたが、新たに課税もしくは非課税証明書と納税証明書の2種類を追加して4種類とするものであります。

118ページ、16の項、納税証明、所得証明その他の市税に関する証明における手数料の金額の欄内につきまして、119ページ、改正案のアンダーラインの箇所のとおりに改めます。手数料の金額の変更はございません。

続いて、別表第2関係ですが、初めに関係法令の概要について説明申し上げます。まず、都市の低炭素化の促進に関する法律でございますが、この法律を通称エコまち法と申します。エコまち法は、国の二酸化炭素の総排出量のうち、都市における社会経済活動に起因する割合が多くを占めることから、都市における建築物から発生する二酸化炭素を抑制するために制定された法律でございます。低炭素の認定を受けることで税制や融資の優遇措置を受けられるといったメリットがございます。

次に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律でございますが、この法律を通称建築物省エネ法と申します。建築物省エネ法は、建築物の省エネ性能の向上を図るため、建築物の規模、用途等に応じた規制措置と基準に適した建築物の特例を認める誘導措置などを一体的に講じた法律でございます。建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けることで容積率の緩和の特例が付与されるというメリットがございます。このエコまち法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定制度、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定制度は、それぞれの制度によって申請区分が異なっておりましたが、今般の省令等の一部改正により申請区分が見直され、各制度の整合性が図られることとなりました。具体的な例の一つとして、今まで共同住宅の住戸1戸

単位での申請ができたものが建物全体での申請となり、また住宅部分、非住宅部分のみの申請が設けられたものでございます。別表第2関係の改正内容は、申請区分の見直しに伴う手数料の区分の整理でございます。手数料の金額の変更はございません。

議案説明書118ページ、44の項、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料において、120ページの中ほどイ、共同住宅等の住宅部分に関わる申請の手数料につきましては、住戸単位の申請区分が見直され、複合建築物と合理化が図られたことから、イのアンダーラインの箇所部分を削り、ウとまとめて、123ページ、改正案のイとし、アンダーラインの箇所のとおり改めます。

124ページの(2)、イ、共同住宅等の住宅部分に関わる申請における手数料につきましても(1)と同様に改めます。

以下、128ページ、45の項、低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料、136ページの50の項、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料、140ページの51の項、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定手数料につきましても、それぞれ44の項と同様に改めます。

続きまして、議案書の55ページを御覧ください。附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年3月30日から施行するとするものでございます。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第34号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでし



た。

執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第3、議案第35号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第35号 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は56ページから59ページ、議案説明書は146ページから151ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の146ページをお開きください。提案理由でございますが、地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げること等を内容とする地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要につきましては、1、第2条関係で引用する地方公務員法の条項を改めること、2、第19条関係で、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めることと、引用する地方公務員法の条項を改めること、3、附則関係で定年の引上げに伴う給与に関する特例措置を設けることとでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたしますので、148、149ページを御覧ください。初めに、第2条において、地方公務員法の一部改正に伴い引用条項につきましてずれが生じたため、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改めるものでございます。

次に、第19条の見出しの「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めることと、地方公務員法の一部改正に伴いずれが生じたため、本文中の引用条項につきまして、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を、「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改めるものでございます。

次に、附則についてでございますが、定年の引上げに伴う給与に関する特例措置として、8から12までを追加するものでございます。8につきましては、60歳に達した日の次の4月1日以降は、管理者が定める額とするというものでございます。

9につきましては、役職定年となりまして降任となった者に対して、当分の間、それまでの給与

に対する一定割合で減額した額と、前条との差額を支給するための条文でございます。

10につきましては、現在の適用は想定されておりませんが、60歳に達した日の次の4月1日以降もそれまでの職を継続して行わなければならない状況の場合で、他の職員との権衡上必要があると認められた場合には算出した金額を給与として支給するというものでございます。

11につきましても現在の適用は想定されておりませんが、任用の事情により権衡上必要がある場合には算出した金額を支給するというものでございます。

12につきましては、今回新たに追加した附則につきまして定めのあるもののほか、必要な事項は管理者が定めるというものでございます。

次に、議案書56ページをお開きください。こちらは制定文となります。

次の57ページの改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明したとおりでございます。

また、附則の施行期日でございますが、附則第1項により、この条例は、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

次に、経過措置といたしまして、再任用職員のうち、その後の定年延長により定年年齢に達していない者については、今回の改正条例による定年前再任用短時間勤務職員とみなすというものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第35号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆様方は退席して結構でございます。お疲れさまです。

執行部の入替えを行いますので、しばしお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第4、議案第41号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第41号 市道路線の認定についてご説明いたします。議案書は77ページ、議案説明書は162ページでございます。

初めに、議案説明書の162ページをお開きください。市道路線の認定についてであります。提案理由でございますが、栃木地域内の民間開発行為により帰属された道路、道路事業により整備された道路及び栃木インター西土地区画整理事業関連の道路並びに大平地域内の寄附された道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、163ページの市道路線認定位置図、市道11418号線、11419号線でございますが、箱森町において民間開発により整備され市に帰属された道路であり、2路線の総延長は265メートルであります。

続きまして、164ページの市道11420号線でございますが、城内町2丁目において民間開発行為により整備され市に帰属された道路であり、延長が188メートルであります。

続きまして、165ページの市道11421号線でございますが、沼和田町地内において民間開発行為により整備され市に帰属された道路であり、延長が197メートルであります。

続きまして、166ページの市道12337号線でございますが、大宮町地内において道普請事業により整備された道路であり、延長が90メートルであります。

続きまして、167ページの市道13498号線でございますが、大宮町地内において民間開発行為により整備され市に帰属された道路であり、延長が168メートルであります。

続きまして、168ページの市道14376号線でございますが、吹上町地内の栃木インター西土地区画整理事業に関連し、道路整備を行うために認定するもので、延長が306メートルであります。

続きまして、169ページ、170ページの市道22311号線、22312号線でございますが、大平町富田地内において土地所有者から寄附された道路で、2路線合わせて延長が87メートルであります。

位置図につきましては、以上でございます。

次に、議案書の75ページをお開きください。ただいま認定位置図にてご説明いたしました合計9

路線を道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） では、確認をさせていただきます。この開発行為のときの条件、幅とか歩道とかいろいろ分かる範囲でお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） 開発によって帰属で受ける道路につきましては、開発指導要綱に基づき技術基準を満たすように事前協議を行ってやっておりますので、道路幅員であれば6メートルとか4メートルとか、きちんと決まった数字で事前協議を行っているところでございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第41号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第5、議案第42号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第42号 市道路

線の廃止についてご説明いたします。議案書は76ページ、議案説明書は171、172ページでございます。

初めに、議案説明書の171ページをお開きください。市道路線の廃止についてであります。提案理由でございますが、栃木地域において栃木県が管理する主要地方道栃木栗野線と重複認定している市道について、道路法第10条第1項の規定に基づき路線の廃止をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、173ページの市道路線廃止位置図であります。野中町市道13385号線であります。本路線は既に主要地方道栃木栗野線として栃木県が管理していることから、市道としての路線を廃止するものです。

位置図につきましては以上でございます。

次に、議案書の76ページをお開きください。ただいま路線廃止位置図にてご説明いたしました路線を道路法第10条第1項の規定に基づき路線の全部を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第42号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第6、議案第43号 市道路線の変更についてを議題といたしま

す。

当局から説明を求めます。

瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第43号 市道路線の変更についてご説明いたします。議案書は77ページ、議案説明書は174ページでございます。

初めに、議案説明書の174ページをお開きください。市道路線の変更についてであります。提案理由でございますが、栃木地域において道路工事により整備された市道12236号線及び藤岡地域において路線の一部が一般交通の用に供する必要がなくなった市道31133号線について、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、176ページ、177ページの変更前後の位置図を御覧ください。寄居町地内において道路工事により整備された道路で、当該路線の終点を94メートル南に延伸するものであります。

続きまして、178、179ページの変更前後の位置図を御覧ください。藤岡町甲地内において、地元自治会より幹線道路からスピードを落とさず進入する車両が多く大変危険な路線であることから、市道の一部を廃止してほしいとの要望があったため、終点を33メートル北に短縮するものであります。

路線変更前後の位置図につきましては以上でございます。

次に、議案書の77ページをお開きください。ただいま路線変更位置図にてご説明いたしました2路線を道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を認定したいので、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございますか。

市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） ちょっと確認させてください。変更の市道31133号線、33メートル縮まったということですが、その市道を廃止した部分のこの33メートルはどういった形で残るのですか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） 廃止した市道の33メートルの部分につきましては、地元自治会からの要望もございまして、隣接の地権者ですか、そちらが払下げを受けることとなっております。

○委員長（坂東一敏君） 市村副委員長。

○副委員長（市村 隆君） この図である左側の住宅があるように見えるのですが、その敷地の一

部になるという、そういう意味ですか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） ちょうど図面でいいますと、ちょうど廃止する部分の西側の三角地、そちらとくっついてくるような形になります。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第43号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々はご退席ください。お疲れさまでした。

執行部の入替えがありますので、しばしお待ちください。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第11号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第7、議案第11号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいで結構でございます。

増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） それでは、よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第11号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出から説明しますので、70、71ページをお開きください。2款1項5目財産管理費について説明します。補正額7億1,145万6,000円の増額のうち、所管関係部分は200万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。下から2行目、市有建築物定期点検業務委託費につきまして

は、定期点検業務委託の入札により不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次の市有建築物外壁調査業務委託費につきましても、同様の理由により委託料を減額するものであります。

少し飛びまして、88、89ページをお開きください。4款1項5目公害対策費について説明します。補正額は105万6,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。生活排水処理構想改定業務委託費につきましても、生活排水処理構想改定業務について一定のめどが付き、執行残が確実になったことから委託料を減額するものであります。

ページ飛びまして、96、97ページをお開きください。8款1項1目土木総務費について説明します。補正額が575万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましても、岩舟町小野寺地内において県が実施します急傾斜地崩壊対策工事に対する地元自治体の負担でございます。本年度実施工事の増工に合わせまして負担金を増額するものであります。

次に、2目建築指導費について説明します。補正額は1,294万6,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。狭あい道路整備補助金につきましても、主に狭隘道路の工作物撤去費用の補助申請件数が当初の見込みを下回るため減額をするものであります。

次の建築指導業務支援システム整備委託費につきましても、主にシステムの補正作業を要する道路数が想定より少なかったことにより不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次の木造住宅耐震化促進事業費につきましても、民間木造住宅の耐震建て替え及び耐震改修の補助申請件数が当初見込みを下回るため減額をするものであります。

次のページをお開きください。2項1目道路橋りょう総務費について説明します。補正額は901万6,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましても職員課所管となりますが、職員の給与等について不用額が見込まれるため減額をするものであります。

次の道路台帳整備委託事業費につきましても、台帳の補正作業を要する路線が想定より少なかったことにより不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（道路河川維持課）につきましても、重機オペレーターの雇用を予定しておりましたが、適任者を雇用できなかったため報酬等を減額するものであります。

続きまして、2目道路維持費について説明します。補正額は3,073万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道各号線道路維持補修事業費につきましても、高谷町地内市道2074号線擁壁修繕設計業務の入札により不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次の舗装修繕事業費につきましても、国の第2次補正予算を活用しまして令和5年度に予定します大平町横堀地内市道1001号線舗装補修工事の執行を前倒しするため、工事請負費を増額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費について説明します。補正額は7,064万9,000円の減額でありま



して、右の説明欄を御覧ください。市道2065号線道路改良事業費につきましては、工事予定の区間において湧水処理及び軟弱地盤等の対策を行う必要が生じ、道路改良工事が令和5年度以降になることから、市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の11156号線交通安全施設整備事業費につきましては、工事に伴う電柱等の移設に際し、電気通信事業者と協議の結果、移設費用が無償になったことから物件移転等補償金を減額するものであります。

次の1033号線交通安全施設整備事業費につきましては、工事の入札により不用額が生じた交通安全施設整備工事費及び地権者と協議が継続中の用地取得について、契約に不測の日数を要することから土地購入費を減額するものであり、また国の第2次補正予算を活用しまして、令和5年度に予定の用地取得の執行を一部前倒しするため、物件移転等補償金について不足額を増額するものであります。

次の市道23051・1037号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、工事の入札により不用額が生じた市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、地権者と協議が継続中の用地取得について不測の日数を要することから、土地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道22024号線道路改良事業費（大平下高島）につきましては、業務委託の入札により不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次の市道62219号線道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、工事に伴う支障電柱の補償本数の減により不用額が生じた物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道2089号線道路改良事業費（大平富田）につきましては、測量範囲の精査及び業務委託の入札により不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次の市道61074号線道路改良事業費（岩舟三谷）につきましては、工事に伴う支障電柱の補償本数の減により不用額が生じた物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道33074号線（藤岡駅前広場）道路改良事業費（藤岡内町）につきましては、業務委託の入札により不用額が生じた委託料を減額するものであります。

続きまして、4目橋りょう維持費について説明します。補正額は936万8,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。橋梁長寿命化修繕事業費につきましては、星野町地内市道14019号線牛落橋橋梁予備設計及び詳細設計業務の入札により不用額が生じた委託料を減額するものであります。

次に、1ページ飛びまして、102、103ページを御覧ください。3項2目河川改良費について説明します。補正額は7,550万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。雨水・浸水対策事業費につきましては、平井町及び片柳町3丁目地内において調節池を整備するため用地取得を予定

しておりましたが、地権者との協議に不測の日数を要するため、土地評価業務の委託料及び公有財産購入費を減額するものであります。

○委員長（坂東一敏君） 田村都市計画課長。

○都市計画課長（田村浩一君） 引き続きよろしく願いいたします。

次のページをお開きください。4項1目都市計画総務費についてご説明いたします。補正額は215万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。都市計画法第34条第11号区域指定業務委託費につきましては、栃木市都市計画法第34条第11号、指定区域図電子化業務委託の入札により不用額が生じた委託料を減額するものであります。

続きまして、2目土地区画整理費についてご説明いたします。補正額は109万1,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。平川産業団地特別会計繰出金につきましては、土地区画整理事業費のうち起債の対象とならない事業費の増額により繰出金を増額するものであります。

続きまして、4目公園費についてご説明いたします。公園費につきましては、補正額はありませんが、財源内訳を変更するものであり、ふるさと整備事業基金繰入金を充当する岩舟総合運動公園遊具設置工事を繰り越すことに伴い、繰越額のうち未契約分について一般財源に変更するものです。

続きまして、5目まちづくり事業費についてご説明いたします。補正額120万円の増額のうち、所管関係部分は290万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。まちなか土地利用計画推進事業費につきましては、昨年12月に官民連携まちづくり組織ウズマクリエイティブが国の補助金の内示を受け、市としても官民連携によるまちづくりを推進するため、補助金交付要綱に基づき官民連携まちなか再生社会実験事業費補助金を増額するものであります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明いたします。ページ戻りまして、54、55ページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金についてご説明いたします。補正額は715万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。社会資本整備総合交付金（快適な生活をつくる下水道整備（重点計画））につきましては、生活排水処理構想改定業務委託費に対する国庫補助金を増額するものであります。

続きまして、4目1節道路橋りょう費補助金についてご説明いたします。補正額は5,420万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。防災・安全交付金（とちぎの安全・安心を確保する強くしなやかな道路づくり）及び防災・安全交付金（子どもたちの安全・安心を確保する通学路整備）につきましては、国の追加補正が決定された3事業に対する交付金を増額するものであります。

続きまして、3節住宅費補助金についてご説明いたします。補正額は419万9,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）及び社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）につきましては、交付決定額に合わせて

減額及び増額するものであります。

次のページをお開きください。16款2項4目2節林業費補助金についてご説明いたします。補正額は70万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金につきましては、補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

続きまして、6目1節住宅費補助金についてご説明いたします。補正額は231万4,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。民間住宅耐震診断等助成事業補助金及び民間住宅耐震改修等助成事業補助金につきましては、補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

歳入は以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 引き続きよろしく願いいたします。繰越明許追加についてご説明させていただきます。

ページを戻りまして、8ページをお開きください。下から5行目の8款1項土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業負担金の繰越明許額963万円につきましては、栃木県発注の急傾斜地崩壊対策工事等において、年度内に完了及び事業費の精算が見込めないことから市の負担金を繰り越すものであります。

次の木造住宅耐震化促進事業、繰越明許額1,310万円につきましては、補助対象者の民間木造住宅耐震建て替え工事等について、年度内の完了が見込めないことから補助金を繰り越すものであります。

次の2項道路橋りょう費、市道各号線道路改良事業の繰越明許額890万7,000円につきましては、大塚町地内の市道13286号線において電柱等の移設に期間を要し、年度内の工事完了が見込めないこと、また都賀町平川地内の市道43319号線の用地取得において、相手方法人の解散に伴う清算手続に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費、土地購入費及び物件移転等補償費を繰り越すものであります。

次の市道2065号線道路改良事業（栃木平井町）の繰越明許額2,677万5,000円につきましては、工事予定の区間において湧水処理及び軟弱地盤等の対策を行う必要が生じ、拡幅工事の区間を変更したことにより不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道1024号線道路改良事業（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）の繰越明許額5,190万円につきましては、用地取得において工作物等の移転に期間を要し、工事の着手に遅れが生じ年度内の完了が見込めないことから、工事請負費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次に、右側の9ページを御覧ください。次の市道11156線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）の繰越明許額3,740万円につきましては、地下埋設物及び電柱等の移転に期間を要し、年度内の工事完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道1033号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）の繰越明許額1億565万6,000円につきましては、国の第2次補正予算の活用により来年度の前倒しを行うもの、また用地取得における移転先等の調整によりまして、これに期間を要し、年度内に完了が見込めないことから工事請負費、土地購入費及び物件移転等の補償金を繰り越すものであります。

次の市道1066号線道路改良事業（藤岡富吉1区）の繰越明許額2,770万円につきましては、埋蔵文化財包蔵地に指定されている箇所を試掘調査及び道路改良事業を事業促進のため12月補正予算で増額しまして執行しているところでありますが、標準工期の不足により年度内の完了が見込めないことから、委託料及び工事請負費を繰り越すものであります。

次のスマートIC整備事業の繰越明許額3億4,086万5,000円につきましては、委託先の東日本高速道路株式会社関東支社が工事の施工に期間を要し、年度内の完了及び負担額の精算が見込めないことから、負担金を繰り越すものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）の繰越明許額4,194万6,000円につきましては、栃木公民館跡地を代替地に活用するための計画測量業務におきまして、地権者との調整に時間を要したため造成工事の着手に遅れが生じ、年度内の完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すもの、また用地取得におきまして建物等の移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道23002号線道路改良事業（大平下皆川）の繰越明許額1,100万円につきましては、改良工事のための測量、設計の業務委託におきまして関係地権者との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次の市道2089号線道路改良事業（大平富田）の繰越明許額1,900万円につきましても、改良工事のための測量の業務委託において関係地権者との調整に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次の市道61074号線道路改良事業（岩舟三谷）の繰越明許額2,650万5,000円につきましては、用地取得において関係地権者との調整に期間を要したため、工事の着手に遅れが生じまして年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道33074号線（藤岡駅前広場）道路改良事業（藤岡内町）の繰越明許額4,350万円につきましては、用地取得におきまして事務所等の移転先の調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、委託料、土地購入費及び物件移転等の補償金を繰り越すものであります。

次の市道各号線通学路歩道整備事業の繰越明許額1,100万円につきましては、ほかの事業との財源の配分を調整したことにより補助事業の事務手続に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、委託料を繰り越すものであります。

次の市道2098号線（両明橋）橋りょう整備事業（大平榎本）の繰越明許額4,300万円につきましては、県において永野川災害改良復旧事業により架け替える市道橋の建設に際し、橋りょうの設計

協議や用地取得等に期間を要したため工事の着手に遅れが生じ、年度内の精算が見込めないことから、負担金を繰り越すものであります。

次の舗装修繕事業の繰越明許額3,200万円につきましては、国の第2次補正予算を活用し、前倒し執行する工事でありまして、年度内に完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものであります。

続きまして、3項河川費でございます。雨水・浸水対策事業の繰越明許額9,200万円につきましては、用地買収におきまして不測の日数を要しましたことから、工事施工において年度内に完了が見込めないことから工事請負費等を繰り越すものであります。

続きまして、4項都市計画費でございます。まちなか土地利用計画推進事業の繰越明許額290万円につきましては、昨年12月にウズマクリエイティブが国の補助金の内示を受けましたが、交付決定が3月下旬となっております。年度内に完了が見込めないことから補助金を繰り越すものであります。

次のページ、10ページを御覧ください。公園施設長寿命化対策事業の繰越明許額4,070万円につきましては、老朽化した遊具の更新工事に当たり、大型複合遊具は高額であるため栃木県総合技術センターによる価格調査が必要となりますが、資材価格高騰の社会情勢により、価格決定に想定以上の日数を要したこと、また遊具の納入時期に遅れが生じたことにより工事請負費を繰り越すものであります。

次の岩舟総合運動公園施設改修事業の繰越明許額1,660万円につきましても、先ほどの公園施設長寿命化対策事業と同様の理由から工事請負費を繰り越すものであります。

以上で所管関係部門の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 99ページの2項1目、上から3行目、会計年度任用職員人件費の説明で、雇いたかったが雇えなかったという説明に聞いたのですが、まずはそれでよろしいのですか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） この会計年度任用職員につきましては当課、道路河川維持課のほうで予算していたところでございますけれども、一昨年までは採用して作業をしていただいた方

がいたのですが、その方の退職に当たりまして、今年度同じような形で重機が運転できる方をということで募集をかけましたが、採用に至らずになってしまったところであります。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、マンパワーが落ちているという、前年度よりも少なくなっているという認識でよろしいですか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） おっしゃるとおりで、重機を運転できる職員が現在のところ3名ということで、前年に比べれば1名の減というような形になっております。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） この再任用というか、職員の方の募集というのは年度当初からあったのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） 一応年度当初からはしていたところではありますが、やはり重機等の運転ということで指定したものですから、応募がなかったのかなと思っております。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 建設関係の人手不足ということが非常に言われていまして、県なんかでもその職員を求めるので、建設職員のすばらしさを訴えたりしていますけれども、そういうことで非常にマイナスになっているというふうに思っていますので、今後も探していくということにはなるのでしょうか、では続けていいですか。

○委員長（坂東一敏君） はい、どうぞ。

○委員（針谷正夫君） 繰越明許費の中で土木費が21件、例年より多いのかどうか、多いという感じがしているのですけれども、そこに今回の職員が1名減になっているということは、民間に発注しているもので、直接は関係しないということになりますか、お聞きします。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） 今回の人件費と繰越しの2種類の件に関しましては、あくまでも各工事事業ごとの進捗状況による繰越しでございますので、当課で要望した人件費に対してとは別件になるかと思われま。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） だから、工事には全く関係ないという話ですよ。では、何とかして見つかるというか、これから非常に選択肢も必要で、今までのことが、少ない人数でやっているということになりますので、社会の動きもあるので難しいと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。要望です。

○委員長（坂東一敏君） 要望でよろしいですか。

ほかにございませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 98ページ、99ページです。4目の橋りょう維持費、橋梁長寿命化修繕事業費マイナス936万8,000円ですが、口頭の説明では牛落橋というご説明がありましたけれども、来年度予算でも出てきておりますので、その牛落橋の現状についてご説明をお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） 牛落橋につきましては、今年度予備設計と詳細設計のほうを実施いたしまして、来年度令和5年度に下部、上部両方とも発注する予定でございます。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 減額の理由を追加でご説明をお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 瀬下道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（瀬下敏行君） 減額の理由につきましては、設計後、入札に付した際に入札の差金になったものであります。執行残になります。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 97ページの8款1項1目の急傾斜なのですが、これは何か所なのですか。

○委員長（坂東一敏君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） 1か所になります。

○委員長（坂東一敏君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この575万円というのは、栃木市で何割負担になっているのですか。

○委員長（坂東一敏君） 後藤道路河川整備課治水対策室長。

○道路河川整備課治水対策室長（後藤春美君） こちらの負担割合につきましては5%になります。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 10ページの繰越明許費（追加）の部分の都市計画費で公園施設の長寿命化対策は、これはどこの場所でしょう。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） お答えします。

長寿命化対策につきましては、つがの里の遊具更新と西方総合公園の遊具更新であります。

○委員長（坂東一敏君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） それぞれ金額を教えてください。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） つがの里が3,338万5,000円です。西方が2,640万円でございます。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） では、それぞれどのような遊具を計画しているのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） つがの里につきましては、まず複合遊具、ファミリーパークプラザのほうにある複合遊具がもう老朽化で使えませんが、それが一つと、ターザンロープとってがあとロープで滑るものも壊れていますので、それを直します。西方につきましては、複合遊具とちょっと細かいのが何件かあるのですけれども、それを全部一体化して1つの複合遊具を計画してやっているところでございます。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございせんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 104、105ページです。5目のまちづくり事業費で、まちなか土地利用計画推進事業費290万円ですが、これは増額してどのように使うのか、ご説明をお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） まちなか土地利用計画事業費につきましては、官民連携で取り組んでおります、今年度は旧警察跡地で社会実験実施したかと思っておりますけれども、引き続き令和5年度に巴波川の幸来橋下流、綱手道におきまして道路空間を活用しまして立ち寄りスポットや休憩スペース等を設置しましてにぎわい空間を創出する、そういった社会実験を実施するための補助金でありまして、令和5年度の事業を補助金、国の内示を受けまして前倒しして取り組む事業であります。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 財源の話なのですが、国庫支出金が85万円、地方債は80万円を減額させて、一般財源で対応している補正になると思うのですけれども、それはどういう財源の取り方ということになるのでしょうか、説明をお願いします。

○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） この補助金に関しましては、全部一般財源でございます。ウズマクリエイティブ自体が国から直接交付を受けていますので、事業費に対しましてウズマクリエイティブは2分の1国から補助金、事業費全体で2分の1です。市は全体事業費の3分の1を補助するような形で、単独費で全部賄っております。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 国からの支出金を減らして一般財源を増やすというのはどういう考えでしょうか。



○委員長（坂東一敏君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） この国庫支出金と地方債につきましては、うちのほうの所管ではなくて、多分歴史まちづくり事業費のほうの関係だと思えます。

○委員長（坂東一敏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第8、議案第17号 令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 引き続きよろしくお願ひいたします。ただいまご上程いただきました議案第17号 令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の37ページをお開きください。令和4年度栃木市の平川産業団地特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

れ5,620万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億500万6,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるというものであります。

次のページをお開きください。第1表は歳入歳出予算補正でありまして、38ページが歳入、39ページが歳出となっております。

続きまして、40ページをお開きください。第2表は地方債補正（変更）でありまして、表の上段が補正前、下段が補正後となっており、起債の限度額を3億2,280万円から2億6,970万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

歳入歳出予算の補正につきまして、初めに歳出から説明いたしますので、補正予算書の238、239ページをお開きください。1款1項1目土地区画整理事業費の補正額は5,620万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため減額するものであります。

次の平川土地区画整理事業費につきましては、委託料において積算内容を精査し、当初予算額よりも低い金額で契約できたこと、また工事請負費において、県道排水受入れに伴う仮設調整池工事につきまして、県の負担金により市が土地区画整理事業の中で実施する予定でございましたが、県道工事が当初計画より早まりまして、県との協議の結果、県が自ら道路工事と併せて設置することになりましたことなどから減額するものであります。

続きまして、歳入について説明しますので、予算書の236、237ページをお開きください。1款1項1目一般会計繰入金の補正額は109万1,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。一般会計繰入金につきましては、起債の対象とならない調査業務委託料の増額等により増額するものであります。

次の3款1項1目雑入の補正額は419万1,000円の減額でありまして、右の説明欄、雑入につきましては、県道排水受入れに伴う県からの負担金の減額によるものであります。

次の4款1項1目土木債の補正額は5,310万円の減額でありまして、右の説明欄、地域開発事業債につきましては、平川土地区画整理事業費の減額に伴う起債対象事業費の減額によるものであります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第3号）についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第17号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

執行部の入替えがありますので、もう少しお待ちください。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第9、議案第18号 令和4年度栃木市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） ただいまご上程いただきました議案第18号 令和4年度栃木市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の249ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、第1条の総則で、令和4年度栃木市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとするも

のです。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧ください。収益的収入ですが、第1款第2項営業外収益を1億800万円増額補正いたしまして、3億3,247万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、第3条にございますように他会計からの補助金でございます。一般会計から電力価格高騰補助として1億800万円を増額いたしまして、水道事業への補助金額を1億1,151万5,000円に補正するというものでございます。これにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、水道事業の電力費高騰分につきまして補助金をいただくというものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の256ページを御覧ください。令和4年度栃木市水道事業会計補正予算実施計画、257ページの令和4年度栃木市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、258、259ページの令和4年度栃木市水道事業予定貸借対照表でございますが、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 議会初日に、ただいま説明もありましたけれども、水道の基本料の減免というところが行われました。財政上は向こうから来た、満額お世話になるということですが、その会計上のこの企業会計の中で、どこへどんなふうな書き方がしてあるのか、教えていただければと思います。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 初日即決していただいたのは9号補正だと思うのですが、今回は10号補正ですので、それと減免のものはちょっと別のものになります。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今回の補正は、電気高騰分の補正になっていると思いますけれども、これで半年とか1年とか、どのぐらいを見込んでの補正の計算をしたのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） これは、令和4年度の電力高騰分全てに関して、一般会計から高騰分をいただくというものでございます。

○委員長（坂東一敏君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 令和4年度分のこの補正予算なのですね。そうすると、今後も続くと思われるということは、そのときにまたあるかもしれないという認識をしていたほうがよろしいのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 令和5年度につきましては、国の関係の交付金はどうなるかちょっと分からないので、ちょっと分からないのですが、あればありがたいかなという感じはしております。

○委員長（坂東一敏君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 次のページに令和4年度水道事業予定貸借対照表が出ています。そうすると、減免をしたものは、どこかで水道料の収入が減るという形になります。もらっているから全く減らない。その辺のところをどういう、これ予定貸借対照表と書いてあるのですが、だから必ず片方増えれば片方減るというか、同額がどこかへ入ってくる、これ見るときに後で増えていたりしますので、そのことについてちょっと聞きます。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） こちらにつきましては、あくまで令和4年度の予定貸借対照表でございまして、減免措置に関するものは令和5年度の予定なので、新年度予算の予定貸借対照表のほうにはなっております。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） 予定キャッシュ・フロー計算書、257ページからなのですけども、未収金の増減額、三角は増加ということで、三角の5,000万円ということだから、5,000万円増加しているというふうに見て取れるのですけれども、その未収金の現状というところはどのように把握されていますでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 未収金につきましては、このキャッシュ・フローのほうは前年度との比較でございまして、未収金は工事の進捗具合とかによりまして、企業会計の場合は出納整理期間がございませぬので、3月なんかに工事が終わるものに対しては4月以降の支払いというのが相当増えますので、その関係での未収金の増加というふうになります。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○委員（小平啓佑君） ということは、水道料金の未収、回収ができていないということではないということですね。よろしいですか、その解釈で。

○委員長（坂東一敏君） 中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） あくまで前年度、未収金の増加ですので、こちらにつきましては

は、水道料金につきましては毎年3月の水道料金は、ほとんど同じような額を未収金ということで4月に収入することが結構多いので、それらにつきましては毎年度あまり変わらないというふうに考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

執行部の入替えを行いますので、しばしお待ちください。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第10、議案第19号 令和4年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

中山上下水道総務課長。

○上下水道総務課長（中山幸夫君） 引き続きよろしくお願いたします。ただいまご上程いただきました議案第19号 令和4年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の251ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、第1条の総則、令和4年度栃木市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとするも

のです。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧ください。収益的収入ですが、第1款第2項営業外収益を1,200万円増額補正いたしまして、22億1,876万2,000円とするものです。

内容につきましては、第3条にありますように他会計からの補助金でございます。一般会計から電力価格高騰補助として1,200万円を増額いたしまして、下水道事業への補助金額を6億8,150万7,000円に補正するというものでございます。これにつきましては、水道事業同様、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、下水道事業の電力高騰分につきまして補助金をいただくというものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の262ページを御覧ください。令和4年度栃木市下水道事業会計補正予算実施計画、続きまして263ページの令和4年度栃木市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、264、265ページの令和4年度栃木市下水道事業予定貸借対照表でございますが、これらにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（坂東一敏君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これもちまして建設常任委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

(午前10時45分)